

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和7年7月 16 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの      1件**

**厚生年金保険関係      1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500012号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500007号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を、平成23年12月16日は35万円、平成24年7月13日は30万円、同年12月14日は40万円、平成25年7月12日は20万円、同年12月13日は25万円、平成26年7月11日及び同年12月12日は40万円に訂正することが必要である。

平成23年12月16日、平成24年7月13日、同年12月14日、平成25年7月12日、同年12月13日、平成26年7月11日及び同年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年12月  
⑥ 平成21年12月  
⑦ 平成23年12月  
⑧ 平成24年7月  
⑨ 平成24年12月  
⑩ 平成25年7月  
⑪ 平成25年12月  
⑫ 平成26年7月  
⑬ 平成26年12月

請求期間①から⑬までについて、A社から賞与の支払を受けていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑬までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間⑦から⑬までについて、B社から提出された賞与支給控除一覧表（写）により、請求者は、A社から、請求期間⑦に35万円、請求期間⑧に30万円、請求期間⑨に40万円、請求期間⑩に20万円、請求期間⑪に25万円、請求期間⑫及び⑬に40万円の賞与の支払を受けていたことは認められるものの、請求期間⑦から⑬までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

したがって、請求期間⑦から⑬までについて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社における標準賞与額の記録を、請求期間⑦は35万円、請求期間⑧は30万円、請求期間⑨は40万円、請求期間⑩は20万円、請求期間⑪は25万円、請求期間⑫及び⑬は40万円に訂正することが必要である。

また、請求期間⑦から⑬までの賞与支払年月日については、元同僚から提出された預金通帳（写）並びに元事業主の回答及び陳述により、請求期間⑦は平成23年12月16日、請求期間⑧は平成24年7月13日、請求期間⑨は同年12月14日、請求期間⑩は平成25年7月12日、請求期間⑪は同年12月13日、請求期間⑫は平成26年7月11日、請求期間⑬は同年12月12日とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 2 請求期間①から⑥までについて、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受けていたと主張している。

しかしながら、B社は、請求期間①から⑥までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、いずれも賃金台帳等の資料がないため不明である旨回答していることから、当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除の有無について、確認することができない。

また、請求者は、請求期間①から⑥までに係る賞与明細書、預金通帳等を所持しておらず、請求者の賞与の振込先であったとするC銀行D支店は、当該期間に係る預金取引明細について、保存期間経過（10年）のため提供できない旨回答及び陳述しており、請求者の当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除の有無について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。